

議案第 6 号

京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部  
改正について

京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、昨今の社会情勢や賃金上昇、府内の他市の状況等を踏まえ、特別職  
の給与の改定を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年京田辺市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「875,000円」を「940,000円」に改め、同条第2号中「730,000円」を「760,000円」に改め、同条第3号中「680,000円」を「700,000円」に改める。

第5条後段を次のように改める。

この場合において、第9条の2第1項中「職員」とあるのは「市長等」と、第9条の3第1項中「規則で定める職員以外の職員」とあるのは「市長等」と、「掲げる職員」とあるのは「掲げる市長等」と、「常例とする職員」とあるのは「常例とする市長等」と、同条第2項中「掲げる職員」とあるのは「掲げる市長等」と、「当該職員」とあるのは「当該市長等」と、「定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは「定める額」と、「で規則で定める職員」とあるのは「である市長等」と、「である職員」とあるのは「である市長等」と、同条第4項中「職員」とあるのは「市長等」と読み替えるものとする。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の175」に改める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 京田辺市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(給料) 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>940,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>760,000円</u> (3) 教育長 月額 <u>700,000円</u>  (地域手当等) 第5条 市長等の地域手当及び通勤手当は、京田辺市職員の給与に関する条例（昭和32年京田辺市条例第12号。以下「一般職の職員給与条例」という。）第9条の2及び第9条の3の規定を準用する。この場合において、第9条の2第1項中「職員」とあるのは「市長等」と、第9条の3第1項中「規則で定める職員以外の職員」とあるのは「市長等」と、「掲げる職員」とあるのは「掲げる市長等」と、「常例とする職員」とあるのは「常例とする市長等」と、同条第2項中「掲げる職員」とあるのは「掲げる市長等」と、「当該職員」とあるのは「当該市長等」と、「定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは「定める額」と、「で規則で定める職員」とあるのは「である市長等」と、「である職員」とあるのは「である市長等」と、同条第4項中「職員」とあるのは「市長等」と読み替えるものとする。	(給料) 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>875,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>730,000円</u> (3) 教育長 月額 <u>680,000円</u>  (地域手当等) 第5条 市長等の地域手当及び通勤手当は、京田辺市職員の給与に関する条例（昭和32年京田辺市条例第12号。以下「一般職の職員給与条例」という。）第9条の2及び第9条の3の規定を準用する。この場合において、第9条の2中「職員」並びに第9条の3第1項中「すべての職員」及び「職員で、任命権者の認定するもの」とあるのは、「市長等」と読み替えるものとする。	給料月額の変更 字句の整理
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額に、給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算して得た額に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の一般職の職員給与条例第17条第3項各号に規定する在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額に、給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算して得た額に、 <u>100分の190</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の一般職の職員給与条例第17条第3項各号に規定する在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	支給率の変更
3 (略)	3 (略)	